

人事行政の運営等の状況

旭川市 人事行政

検索

旭川市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。詳しい内容は市政情報コーナー（総合庁舎 1 階）や市庁で見ることができます。

【詳細】人事課課25・5445、職員厚生課課25・5459

1 職員の任免及び職員数

①採用・退職者数の状況

	令和 5 年度	令和 6 年度 (4月1日現在)
採 用	121人 (14人)	90人 (0人)
退 職	118人	

※採用欄の（ ）内は、暫定再任用職員の人数（外数）。退職人数には、暫定再任用職員の任期満了を含む。

②職員数の推移

平成28年度をピークに令和元年度までは一旦減少しました。現在は、他の中核市との比較では概ね標準的な職員数で推移しています。今後も効率的な事務の執行に努めます。

年度	平成28	...	令和元	...	令和5	令和6
人数(人)	3,012	...	2,969	...	3,015	2,995

(各年4月1日現在)

2 職員の人事評価

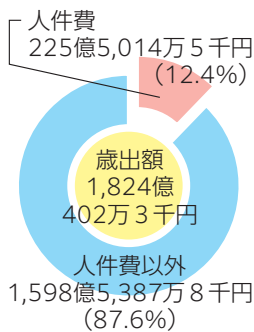
職員の能力や業績を把握し、勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与

①人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬の他に、共済費（民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当）等を含む経費をいいます。令和5年度の人件費率は12.4%です。

※普通会計＝一般会計と特別会計のうち、公営事業会計を除いたものを合算したものです。



②職員給与費の状況（令和6年度普通会計当初予算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものです。

【職員数】2,706人

（会計年度任用職員を除く職員数は2,190人）

※普通会計に属する職員数のため、総職員数である①②の人数と異なります。

【職員給与費】

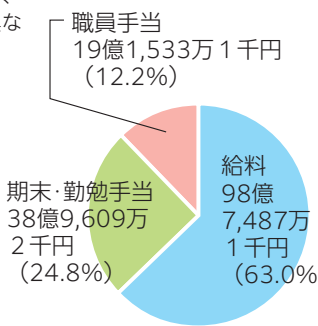
156億8,629万4千円

（会計年度任用職員を除く職員給与費は140億3,462万8千円）

【1人当たり給与費】

579万7千円

（会計年度任用職員を除く1人当たり給与費は640万9千円）



③ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
令和5年4月1日現在	98.8	99.4	98.6
平成30年4月1日現在	99.0	100.2	99.1

※ラスパイレス指数＝国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

④職員の初任給及び経験年数別平均給料月額状況

区分（一般行政職）	大学卒	高校卒
決定初任給	196,200円	166,600円
10年未満	228,681円	191,464円
10年以上20年未満	300,221円	263,368円
20年以上30年未満	377,878円	354,804円
30年以上	407,720円	389,100円

(令和6年4月1日現在)

※決定初任給＝卒業後、直ちに採用された者に適用される給料月額。
※一般行政職＝行政職給料表（右ページ④）の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたもの。

⑤職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区 分	旭 川 市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	331,685円	43.9歳	323,823円	42.1歳

(令和6年4月1日現在)

⑥職員手当の状況

期末手当・勤労手当	【令和6年度支給割合】（6月期＋12月期＝計） ●期末手当：1.225月分＋1.225月分＝2.45月分 ●勤労手当：1.025月分＋1.025月分＝2.05月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算あり		
寒冷地手当	51,700円～131,900円		
退職手当	最高限度支給率 47.709月分 ※勤続年数・退職事由により決定 ●退職前の役職等による調整額あり ●定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
	1人当たり平均支給額（令和5年度）	●自己都合 ●勤奨・定年	147万5千円 2,066万8千円
扶養手当	●配偶者＝3,500円～6,500円 ●子＝1人10,000円 ●扶養親族（上記を除く）＝1人3,500円～6,500円（16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算） ※手当額は職員の職務の級によって異なる		
住居手当	●借家等の場合＝家賃の額に応じて支給（限度額27,000円、家賃3,000円超に限る）		
通勤手当	●交通機関の利用者＝運賃等相当額（限度額5万円） ●交通用具（自動車等）の利用者＝2,000円～31,600円（使用距離による）		

時間外勤務手当（令和5年度）	支 給 総 額	11億5,413万6千円
	職員1人当たり支給年額	42万4千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当を含まない。

4 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

等級	人数(人)	割合(%)	主な職務	人数(人)	職制上の段階
1級	168	7.9	係員	168	係員級
2級	157	7.4	係員	157	係員級
3級	515	24.1	主任 係長・主査	438 77	主任級 係長級
4級	918	43.0	主任 係長・主査 課長補佐	274 570 74	主任級 係長級 課長補佐級
5級	138	6.5	課長補佐	138	課長補佐級
6級	65	3.0	課長・主幹	65	課長級
7級	122	5.7	課長・主幹 部次長	102 20	課長級 部次長級
8級	51	2.4	部次長 部長	18 33	部次長級 部長級
9級	0	0.0	部長	0	部長級
合計	2,134	100.0		2,134	

(令和6年4月1日現在)

5 職員の勤務時間とその他の勤務条件

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分～1時

②年次有給休暇の取得状況（令和5年度）

総付与日数(A)	総使用日数(B)	全対象職員数(C)	平均使用日数(B÷C)	取得率(B÷A)
56,489.3日	22,215.0日	1,505人	14.8日	39.3%

※総付与日数は、前年度からの繰越し分を含む。

※全対象職員数＝市長部局に勤務する職員で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの全期間に在職した職員の数。

6 職員の休業

令和5年度の職員の休業制度の取得状況は、育児休業が69人（うち男性30人、女性39人）です。

7 職員の分限及び懲戒処分

令和5年度に行った職員に対する分限処分は、心身の故障による休職が延べ175人です。懲戒処分は、公務上の事由による戒告が1人、公務外の事由による停職が2人、戒告が2人の計5人です。

※延べ人数＝同一職員が複数回にわたって分限処分された場合、その数を重複して合計したもの。

市議会議員の報酬等の状況

区 分	報酬月額	期末手当	年間支給額
議 長	630,000円	支給割合 年間 4.50月分	10,962,000円
副議長	560,000円		9,744,000円
議 員	520,000円		9,048,000円

(令和6年4月1日現在)

8 職員の服務

地方公務員法や旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例などにに基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に努めています。

令和5年度における主な取組みは、次のとおりです。

●職員研修の実施＝4回

9 職員の退職管理

退職した元職員からの働き掛けを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況について届出を受け、市庁で公表しています。

10 職員の研修

基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、令和5年度に実施した研修には、延べ2,201人が受講しました。

11 職員の福祉及び利益の保護

①厚生福利制度

●厚生制度＝条例の定めにより、職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を、旭川市職員福利厚生会に委任して実施しています。同会の令和5年度の会員数は3,022人。市からの交付金額は1,435万2千円で、会員会費と交付金の負担比は1：0.24です

●共済制度＝職員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に関して適切な給付を行うことを目的とした相互救済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています

②公務災害補償

令和5年度の公務災害発生件数は次のとおりです。

●公務災害＝18件 ●通勤災害＝9件

12 市長・副市長の給料等の状況

区 分	給料月額	期末手当
市 長	1,050,000円	支給割合 年間4.50月分
副市長	865,000円	

(令和6年4月1日現在)

13 その他

令和5年度における勤務条件に関する措置要求は0件、不利益処分に関する不服申立ては0件、苦情相談の件数は1件です。

- 政務活動費＝議員の調査研究その他の活動に資するため、1人当たり月額8万円を交付。政務活動費を充てることができる経費は条例等で定められており、残余があった場合は返還
- 視察旅費＝議員行政視察（任期中2回）と、委員会行政視察（2年に1回）の費用について、1回当たり15万円以内で市職員の旅費条例の例により支給

【詳細】議会総務課課25・6380、議事調査課課25・6318